重 要
重 要

2023年度资料
2023年度用

致加入学生教育研究人身意外伤害保险的各位留学生
学研災ご加入の留学生の皆様へ

如果要全方面支援留学生活的话
留学生活中のもしもを総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研灾附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

附带学生综合险，专为留学生设置，为其提供全面支援。
全国共 1,091 家学校选择了学研意外险，我们为这些学校的留学生准备了留学生附带学生综合险服务，所有选择本项服务的大学均可利用其规模优势，享受团体优惠。

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。
学研災を導入している全国 1,091 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

赔付责任
賠償責任

伤害・疾病
ケガ・病気

救助者费用
救援者費用

死亡・后遗症
死亡・後遺障害

团体优惠
30%
可用
团体割引 30% 适用

手续简单又方便！
请利用“小犀牛学生保险网站”。

お手続きは、便利で簡単！
「サイちゃんの学生保険サイト」をご利用ください。

https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=001320Y

●请您在所希望的生效日期前一天为止汇款。如果推迟汇款，从汇款日期的第二天起开始补偿。

●ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の翌日から補償開始となります。

Tohoku University

公益财团法人　日本国际教育支援协会
公益財団法人 日本国際教育支援協会

为您的学生生活提供多方面支援！
学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要等》。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任　骑自行车撞伤行人时。

個人賠償責任　自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

附带和解谈判服务！示談交渉サービス付き！

在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借别人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）(＊1)后，在国内外造成破坏或被盗等，依法承担损害赔偿责任时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任事故原则上由东京海上日动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

（＊1）委托品不包括手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等。
※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致的事故不在补偿范围内。
※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。
※"和解谈判服务"是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调停或者诉讼程序的服务。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）(＊1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（＊1）携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。
※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

2 死亡・后遗症　发生不幸或出现后遗症时。

死亡・後遺障害　万が一のときや後遺障害が残ったとき。

学生本人在日本国内外因严重的偶发外来事故而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时、学校活动过程中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）发生的事故不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）
地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治疗费用（＊1）（＊2）　学生本人因受伤或疾病住院或接受门诊治疗时。

治療費用(＊1)(＊2)　学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

在国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，健康保险等的个人承担部分(＊3)将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮，肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

推荐要点
おすすめポイント

从去医院就诊的第一天开始补偿
通院1日目から補償

（＊1）治疗费用保险金的支付对象期间为从接受门诊治疗或开始住院的日期到包括当天在内，经过60天的月份的月末为止。
　初诊日：2023/4/15为例
　经过60天当天：2023/6/13
　经过60天当天的月份的月末：2023/6/30
　2023/4/15～2023/6/30的治疗费用为支付对象
（＊2）保险期间开始前出现的疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但，保险期间开始后满2年（保险期间为1年以下且将其更新时为"1年"）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）
（＊3）关于本人负担额的详细内容请您参照（补偿概要等）。

国内で学生本人がケガや病気で1 日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分(＊3)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核、裂肛等による入通院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（＊1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
　初診日：2023/4/15のケース
　60日を経過した日：2023/6/13
　60日を経過した日の属する月の末日：2023/6/30
　2023/4/15～2023/6/30の治療がお支払対象
（＊2）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）
（＊3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

4 救援人费用等　学生住院后，监护人赶往医院时。

救援者費用等　学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

在国内外，学生本人在保险期间内在住宅外所受的伤，或是生病后连续3天以上住院，或是所乘坐的飞机及船舶遭难时等情况下，支付交通费及住宿费、搜索救援费等费用。
国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3 日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。

5 住院保险（＊1）・手术保险（＊2）・门诊医疗保险（＊3）　学生本人因受伤而住院或接受门诊治疗时。

入院保険(＊1)・手術保険(＊2)・通院保険(＊3)　学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

学生本人在学校管理下之外受伤并住院或接受门诊治疗时，由保险公司按住院或门诊天数支付日额保险金。学生接受手术治疗时，保险公司也将支付保险金。
地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

（＊1）自事故之日起满180天后住院的，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以180天为限。
（＊2）仅限自事故之日起180天以内接受的手术。此外，如伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。
（＊3）自事故之日起满180天后接受的门诊治疗，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以90天为限。

学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（＊1）事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。
（＊2）事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
（＊3）事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。

6 生活用动产

生活用動産

学生本人在国内所拥有的家当受到火灾及被盗等突发性的事故而遭到损害时，支付保险金。
国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免赔额（自付金额）：5000日元　免責金額（自己負担額）：5,000円

※家庭财产被带到建筑物之外时所发生的损害也属于补偿对象。
※从自家上学的学生及寄宿在亲戚家的学生，不可以加入。
※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。

7 租借人赔偿责任

借家人賠償責任

在国内，学生本人因火灾及漏水破损等突发性事故而损坏了租借房屋，对于房东产生法律上的损害赔偿责任时，支付保险金。关于租借人赔偿责任，东京海上日动不负责谈判交涉。
※从自家上学的学生及寄宿在亲戚家的学生，不可以加入。
国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。

保险类型　ご加入タイプ

		A 类型 (*1)	B 类型 (*1)	C 类型	D 类型
保险金额	1 个人赔偿责任(*2) 個人賠償責任(*2)	单次事故 日本国内:1 亿日元 日本国外:1 亿日元 为限 1 事故 国内：1 億円 国外：1 億円 限度			
保险金额	2 死亡・后遗症(*3) 死亡・後遺障害(*3) 受伤 ケガ	100万日元	100万日元	100万日元	100万日元
保险金额	3 治疗费用(*4) 治療費用(*4) 受伤 ケガ 治疗费用(*4) 治療費用(*4) 疾病 病気	实际支付的治疗费用 治療費用実費	实际支付的治疗费用 治療費用実費	非支付对象	非支付对象
保险金额	4 救援人员费用等 救援者費用等	300万日元	300万日元	300万日元	300万日元
保险金额	5 伤害定额(*3)(住院日额(*5))(门诊日额) 傷害定額(*3)(入院日額(*5))(通院日額)	非支付对象	非支付对象	住院日额5,000日元 门诊日额3,000日元	住院日额5,000日元 门诊日额3,000日元
保险金额	6 生活用动产(*6) 生活用動産(*6)	50万日元	非支付对象	50万日元	非支付对象
保险金额	7 租借人赔偿责任(*6) 借家人賠償責任(*6)	300万日元		300万日元	

保险费（毕业前的全部保险费一次付清）保険料（卒業までの一括払） 保险期限 保険期間			A 类型	B 类型	C 类型	D 类型
	1个月	1ヶ月	—	—	2,700日元	2,240日元
	2个月	2ヶ月	—	—	3,810日元	3,170日元
	3个月	3ヶ月	—	—	4,890日元	4,060日元
	6个月	6ヶ月	9,350日元	8,060日元	—	—
	1年	1年間	13,340日元	11,500日元	—	—
	2年	2年間	23,340日元	20,130日元	—	—
	3年	3年間	33,370日元	28,780日元	—	—
	4年	4年間	43,400日元	37,410日元	—	—
	5年	5年間	53,370日元	46,030日元	—	—
	6年	6年間	60,040日元	51,780日元	—	—

（＊1）**仅限已加入医疗保险者可以加入。（滞留时间３个月以内未加入医疗保险者请从Ｃ・Ｄ类型中选择。）**
（＊2）信息设备内的数据损坏，单次事故以 500万日元为限。
（＊3）教育研究活动过程中发生的事故不属于本保险补偿对象，属于学研意外险补偿对象。
（＊4）支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满60天之日所属月份的最后一天。
（＊5）手术保险金支付金额为住院保险金日额的10倍（住院期间的手术）或5倍（非住院期间的手术）。伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。
（＊6）独自生活的学生可以加入自住宅类型（B・D）。
全国被保险人人数达到10000人及以上时，上述保险费适用30%的折扣优惠。
保险期限为开始之日的凌晨0时至保险期满之日的下午4时为止。
　例）6年期保险为2023年4月1日凌晨0时至 2029年4月1日下午4时为止的共6年时间。
保险费为按月计算。如果在月中结束留学，保险截止日仍为次月1日。
　例 1）留学期限如果为4月1日-5月31日，则保险期限为4月1日-6月1日，共需支付2个月的保险费。
　例 2）留学期限如果为4月15日-5月31日，则保险期限为4月15日-6月1日，共需支付2个月的保险费。
　例 3）留学期限如果为4月15日-5月15日，则保险期限为4月15日-6月1日，共需支付2个月的保险费。
留学期限超过1年，保险期限不同于上述保险期限时，请单独咨询。
本手册所述参保类型仅针对相当于行业类别Ａ的人员（未持续性从事工作的学生等）。
持续性从事以下工作的人员为行业类别Ｂ，保险费有所不同。请询问咨询处。
(如果参保后，状态变更为Ｂ类，请立即告知。)
“汽车驾驶员”、“建筑施工人员”、“农林业工作者”、“渔业工作者”、“采矿与采石工作者”、“木、竹、草、藤制品生产工作者”（以上６类行业）
（＊1）**健康保険加入者のみご加入できます。（滞在期間３ヶ月以内で健康保険未加入の方は、Ｃ・Ｄタイプからお選びください。）**

（＊2）情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
（＊3）教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（＊4）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
（＊5）手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
（＊6）一人暮らしの学生であっても自宅用タイプ（B・D）にご加入頂くことが可能です。
上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率［30%］が適用されています。
保険期間は、始期日の午前0時より、保険終期日の午後4時までとなります。
　例）6年間の場合　2023年4月1日午前0時より 2029年4月1日午後4時まで6年間
保険料は1ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1日」となります。
　例1）留学期間が、4月1日～5月31日の場合、保険期間は「4月1日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
　例2）留学期間が、4月15日～5月31日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
　例3）留学期間が、4月15日～5月15日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
1年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。
本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。
以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いします。)
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上６職種）

参保方法　ご加入方法

从入学到毕业，只办理 1 次手续！直到毕业都放心！　入学から卒業まで、手続きは 1 回だけ！卒業まで安心！

用智能手机以及电脑，在 Web 上加入　スマートフォンや PC からの Web 加入

❶连接到小册子封面的QR码
输入小册子等处记载的网址，也可以从电脑连接。
①パンフ表紙の QR コードでサイトへアクセス
パンフ等に記載された URL を入力することで、PC からのアクセスも可能です。

❷事先登录
事先登录需要邮箱。
②事前登録
事前登録にはメールアドレスが必要です。

❸输入加入内容
③加入内容の入力

❹选择加入类型
④加入タイプの選択

❺选择便利店
⑤コンビニの選択

❻在便利店支付保险费
便利店的支付手续费由加入者负担。
⑥コンビニで保険料振込
コンビニ払い手数料は加入者負担です。

※ 无法在网页上加入时➡在邮局申请　※ Web 加入が出来ない場合➡郵便局でのお申込み

❶根据手册选择合适的补偿内容。
保险期限不可选。毕业前的全部保险费一次付清。
パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
保険期間は選べません。卒業までの一括払いです。

❷确认保险费，在所附《付款处理单》中填写必要事项。
尽量工整地用细字体填写、以免遗漏。“汇款受理票”上还兼有加入依赖书。请务必按例填写。
保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従いご記入ください。

❸通过邮政储蓄银行或邮局转账支付保险费。
完成汇款手续，即完成参保申请。<u>还有，汇款手续费由汇款人负担。</u>
ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。振込手続きをもってお申込みは完了します。<u>なお、振込手数料は振込人負担です。</u>

参保手续完成后，约 2 个月左右可以收到参保证。
无论是否收到参保证，在补偿开始日之后发生的事故都将获得补偿，敬请放心。参保证寄达前，请妥善保管回执。＊参保证将寄至《付款处理单》中填写的日本国内地址。
加入手続き後、2ヶ月後を目途に加入者証をお届け。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。＊加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。
※ 二维码是 (株) DENSO WAVE 的注册商标。　※ QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。

发生事故时的处理流程　事故の際のご対応について

1. 从（公益财团法人）日本国际教育支援协会官网下载《事故报告书》文档，填写事故情况。
（公財）日本国際教育支援協会HPより、「事故報告書」ファイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。
※ 请使用英语或日语填写。
※ 在代理店的营业时间外，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心110号）“0120-720-110”。
注）因事故而拨打电话时，请告知「证券号码」・「事故的概要」。
※入力は、「英語」または「日本語」でお願いします。
※個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）」へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

【《事故报告书》下载网址】
【事故報告書掲載URL】
http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm

2. 将填写好的《事故报告书》添加为附件，以邮件形式发送到以下邮箱地址。
入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。
※ 邮件主题为“INSCLAIM　参保人编号”。（如不知道参保人编号，则无需填写。）
※ 邮件请使用英语或日语撰写。
※メールの件名は「INSCLAIM　加入者番号」としてください。（加入者番号が不明な場合は、記入不要です。）
※入力は「英語」または「日本語」でお願いします。

【事故报告专用邮箱地址】
【事故報告専用アドレス】
〈赔偿责任〉〈賠償責任〉
〈其他（治疗费用等）〉〈その他（治療費用等）〉
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. 受理事故并确定具体负责的工作人员后，将由工作人员告知或寄送必要资料。
事故受付し、担当者が決まりましたら、担当者より、必要書類のご連絡や送付をいたします。
※ 本公司与您联系时，将使用“英语”或“日语”向您发送事故报告的邮箱地址发送邮件。（如果您的《事故报告书》为英语填写，则使用英语回复您的邮件。）
此时，本公司向您发送邮件的邮箱地址并非【事故报告专用邮箱地址】，敬请知晓。
※弊社よりご連絡をする場合には、事故報告を頂いたメールアドレスへ、「英語」または「日本語」で送信いたします。（英語で事故報告書を記載頂いた場合には、英語でメールをいたします。）
その際、弊社からご連絡するメールアドレスは、【事故報告専用アドレス】とは異なりますので、ご注意ください。

①事故通知：事故发生后，请立即通过邮件与上述“事故报告专用邮箱地址”取得联系。
②保险金请求权存在时效（3年），敬请知晓。
③受伤或患病时，如果因受到旧伤或既有疾病等影响，而导致新伤或疾病的程度加重，则所支付保险金的金额有可能减少。
④受伤或患病后申请治疗费用保险金时，需要提供医院等出具的收据等。申请用以支付其他实际费用的保险金时，也同样需要提供收据等单据，以确认您所负担的费用金额。因此，在申请保险金之前，请妥善保管相应单据。
⑤如果为赔偿事故，请务必确认并记录下对方的“姓名”、“联系方式”。
另，在您认可全部或部分损害赔偿责任时，请务必先向承保公司咨询。如果未经承保公司认可，则有可能会减额支付保险金，敬请知晓。
⑥租户赔偿责任下，无和解谈判服务。请被保险人自行与受害人进行和解谈判。
①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」までメールにてご連絡ください。
②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保管しておいてください。
⑤賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
⑥借家人賠償責任については、「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めて頂くこととなります。

参保注意事项　ご加入にあたってのご注意点

被保险人范围
本保险被保险人仅限参保学研意外险的本校在校学生（如出现退学等情况，原则上需要办理中途退保手续，届时请联系承保公司。）。

解除合同及合同内容变更时保险费退款事宜
因解除合同或合同内容变更而需退还保险费时，将按照东京海上日动规定的方法退还保险费。收款人银行账户如为日本国外账户，
则转账手续费由客户承担。如转账手续费金额超出所需退还的保险费，则保险费不予退还。

保険の対象となる方の範囲
この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

解約・契約内容変更時の返還保険料の取扱い
解約・契約内容変更時において返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

其他注意事项　その他ご注意いただきたいこと

本保险服务是由以下保险公司提供的共同保险服务，东京海上日动火灾保险株式会社为其他承保公司代理、代行业务。
各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带负责。
如需了解各承保公司的承保比率，请咨询（公益财团法人）日本国际教育支援协会。
〈承保公司〉东京海上日动火灾保险株式会社（干事机构保险公司）　爱和谊日生同和财产保险株式会社　损保japan株式会社　三井住友海上火灾保险株式会社
この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
なお、各引受割合については（公財）日本国際教育支援協会にご確認ください。
〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社）　あいおいニッセイ同和損害保険㈱　損害保険ジャパン㈱　三井住友海上火災保険㈱

本手册为学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））的概要介绍。参保前请务必仔细阅读《重要事项说明》。详细内容参见已经交付给保单持有人团体法人代表的保险条款。如有任何疑问，请发送邮件至下方“普通咨询专用邮箱地址”。
参保后，请阅读《学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））补偿概要等》。
有关本保险合同的所有权利与义务均由《综合生活保险普通保险条款及特别条款》日语版作出规定。其他语种版本为日语版的译文，仅供参考。
このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせください。
なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。
本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

学研意外险附带学生生活综合保险为综合生活保险（儿童综合补偿）的别名。
本保险为学研意外险附带学生生活综合保险团体合同，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会赞助会员大学的在校学生。保单请求权、保险合同解除权等权利原则上为（公益财团法人）日本国际教育支援协会所有。
学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。
この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

＜其他　关于普通咨询＞
非事故报告的、有关参保的咨询或有关合同变更的咨询，请发送邮件至下方普通咨询专用邮箱地址。（请使用“英语”或“日语”撰写邮件。）我公司收到邮件后，将直接回复至发件地址。请务必在邮件中写明大学名称、您的姓名、学号。

＜その他　一般的なご照会について＞
事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。（「英語」または「日本語」でお願いします。）ご連絡を頂いたメールアドレスへ、メールにてご返信いたします。
メールの際には、「大学名」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。

【普通咨询专用邮箱地址】【一般照会専用アドレス】　futaigakuso.inbound@tmnf.jp

咨询处 お問合せ先	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. Inbound futai-gakuso 查询窗口 東京海上日動火災保険株式会社　インバウンド付帯学総 照会窓口	【事故受理】【事故受付】　insclaim.futaigakuso@tmnf.jp ※ 在代理店的营业时间外，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心110号）“0120-720-110”。 注）因事故而拨打电话时，请告知「证券号码」・「事故的概要」。 ※個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）」へお電話でご連絡いただくことも可能です。 注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。 【普通咨询】【一般照会】　futaigakuso.inbound@tmnf.jp
代理店 取扱代理店	Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd. 東京海上日動あんしんコンサルティング㈱	〒103-0027　1-19-1 Nihonbashi Dia Building 8F, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 東京都中央区日本橋1-19-1 8F
承保公司 引受保険会社	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. （负责部门及分公司）Product Section, Sendai Branch 東京海上日動火災保険株式会社（担当課支社）仙台支店　営業課	〒980-8460　2-8-16, Sendai Tokio Marine&Nichido Building 10F, Chuo, Aoba-ku, Sendai-shi,Miyagi-ken 宮城県仙台市青葉区中央2-8-16　仙台東京海上日動ビルディング10F

2022年11月作成　22-TC07053

请务必阅读。　必ずお読みください

致综合生活保险（儿童综合补偿）参保人员
総合生活保険（こども総合補償）にご加入いただく皆様へ

重要事項説明

［合同概要及提醒注意事項］
重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

以下内容均为重要信息，参保前务必知晓。请务必通读全文。

※如果被保险人为您的亲属等其他人员，请向所有被保险人说明本内容。

※如有任何疑问或不明之处，请与宣传册等上所记载的谘询处联系。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［标记意义］
［マークのご説明］

合同概要
有关保险产品内容的事项

契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項

提醒注意事项
参保时对客户不利的事项、尤其需要注意的事项

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ　参保前需确认事项　ご加入前におけるご確認事項

1　产品形式 ⬟

本保险为团体合同形式的保险，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会会员大学的在校学生，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会。

保单请求权、保险合同解除权利等原则上为日本国际教育支援协会所有。成为契约者的团体和基本补偿内容以及参保人提出申请后可自由选择的特别条款等均以手册所述内容为准。

本保险的加入条件为被保险者是保单持有人组织的成员等。有关被保险人本人范围等信息，请查阅手册等相关资料。如不属于被保险人本人范围等信息，可能会取消参保。

2　基本补偿内容及主要特别条款概要等 ⬟△

有关基本补偿内容中的“支付保险金的主要情况”与“不予支付保险金的主要情况”以及主要特别条款概要等，请查阅手册等相关资料。

3　有关重复补偿的注意事项 △

在签订以下特别条款的情况下，如果被保险人或其亲属还签订了其他同一补偿内容的其他保险合同*1，则可能出现重复补偿。如果不同的保险合同补偿内容重复，发生应予以补偿的事故时，参保人可以通过任何一份保险合同获得补偿。但有时会出现某一保险合同不予以支付保险金的情况。请在确认补偿内容的差异以及保险金额后，考虑是否签订特别条款等*2。

●个人赔偿责任补偿特别条款　●租户赔偿责任补偿特别条款　●住宅内生活动产特别条款　●救助者费用等补偿特别条款　●医疗费用补偿特别条款

＊1　包括综合生活保险（儿童综合补偿）以外的保险合同中的特别条款以及东京海上日动（以下称“本公司”。）以外的保险合同。

＊2　如果仅与1合同搭配，则今后因该合同退保或因居住状态由同居变为独居等原因而导致被保险人不再属于补偿对象时，将失去补偿，敬请知晓。

4　保险金额等的设定 ⬟

本保险中的保险金额需要在规定种类中选择。关于种类的详细介绍请查阅手册。保险金额等的设定，请根据高额疗养费制度和劳灾保险制度等公共保险制度进行考虑。关于公共保险制度的概要，请确认金融厅的官方网站等。（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）

5　保险期限以及补偿起止时间 ⬟△

所签保险合同的保险期限以及补偿的起止时间，请查阅手册等相关资料。因保险种类不同，有的新参保合同可能存在免责期，免责期内保险公司将不予以支付保险金。详情请查阅手册等相关资料。

6　保险费的确定方法与支付方法等

（1）保险费的确定方法 ⬟

保险费因所参保的保险种类等条件不同而不同。请查阅手册等相关资料，确认保险费。

（2）保险费的支付方法 ⬟△

关于付款方式，请确认小册子等。

7　期满返还金与保单红利 ⬟

本保险无期满返还和保单红利。

1　商品の仕組み ⬟

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会をご契約者とし、（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2　基本となる補償および主な特約の概要等 ⬟△

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3　補償の重複に関するご注意 △

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約　●借家人賠償責任補償特約　●住宅内生活用動産特約　●救援者費用等補償特約　●医療費用補償特約

＊1　総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

＊2　1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4　保険金額等の設定 ⬟

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

5　保険期間および補償の開始・終了時期 ⬟△

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6　保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み ⬟

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法 ⬟△

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7　満期返れい金・契約者配当金 ⬟

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ　参保时注意事项　ご加入時におけるご注意事項

1　告知义务 △

参保委托单等资料中标有★或☆标记的事项，均为有关参保事宜的重要事项（告知事项），请准确填写（本公司代理商拥有知情权。）。如所填写内容与事实不符，或在告知事项中隐瞒事实，保险公司有可能解除保险合同或不予以支付保险金。

※ 告知事项暨通知事项中标有☆标记。关于通知事项，请查阅后文中的“Ⅲ-1 通知义务等”。参保后，因参保内容变更而需要增加补偿时，内容变更时的下述事项同样为告知事项。

[告知事项・通知事项一览]

☆：告知事项暨通知事项

●如果被保险人本人从事工作，则需要告知所从事的职业、职务等*1

●被保险人本人所参保的公共医疗保险制度*2

★：告知事项

●被保险人本人出生日期

●如果还签订了其他保险合同等*3，则需要告知其他保险合同的内容

＊1 包括由无职业状态变为有职业状态或由有职业状态变为无职业状态。

＊2 仅为搭配医疗费用补偿特别条款时的告知事项暨通知事项（☆）。

＊3 是指除本保险以外另行签订的、与本保险全部或部分支付责任相重合的保险合同或共济合同。如果存在其他保险合同等，因该其他保险合同的合同内容不同，可能存在本公司无法承保的情况。

2　犹豫期 △

该保险无犹豫期。

3　死亡保険金领取人 △

在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请务必取得被保险人的同意（如未指定死亡保险金领取人，死亡保险金支付对象为法定继承人。）。如未经参保人的同意，则参保合同无效。

如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请向被保险人亲属等相关人员说明该参保事宜。

如果需要指定死亡保险金领取人，烦请与手册等相关资料中所记载的咨询处联系。

1　告知義務 △

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等*1

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度*2

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等*3を締結されている場合には、その内容

＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

＊3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2　クーリングオフ △

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3　死亡保険金受取人 △

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

Ⅲ　参保后的注意事项　ご加入後におけるご注意事項

1　通知义务等 △

[通知事项]

参保委托单等资料中标有☆标记的事项（通知事项）如果内容有变，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。如未通知，可能会影响到所支付保险金的金额。另，承保产品不同，通知事项也不尽相同。在有的承保产品中，标有☆标记的事项可能不属于通知事项。请查阅前文“Ⅱ-1 告知义务［告知事项・通知事项一览］”，确认各个承保产品的通知事项。

[其他需通知事项]

●所有产品通用事项

参保人住址等发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

●租户赔偿责任补偿特别条款

被保险人住址发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

[参保后的变更]

在您加入后，合同变更或退保时，请在变更日期・退保日期前联系。另外，在保险期间内，保险人如果失去了本保险合同的加入条件时，需要办理退保手续。但至保险期间结束为止，继续接受补偿的事例也有，因此请您与宣传册等上所记载的咨询处联系。

参保内容变更后未满 1 个月时，如果提出理赔申请，请同时通知手册等相关资料中记载的咨询处工作人员，以免出现其他问题。

2　解除合同时 ⬟△

如需解除保险合同，请通知手册等相关资料中记载的咨询处。

・本公司将根据参保内容及合同解除条件，按照本公司规定的计算方法进行计算后，或退还保险费，或要求支付*1尚未支付的保险费。所退还或所请求的保险费金额因保险费支付方法及合同解除原因而不同。

・退还保险费时，原则上所退还金额少于投保人所支付的保险费扣除已承担责任期间*2按月计算保险费后所得数额。

・在期满日前解除合同，或中途参保时，补偿内容及保险费可能发生变更，也有可能无法享受各种服务。

＊1　可能会在合同解除日之后通知支付。

＊2　是指从起始日（包括当天在内）至合同解除日的已经过去的时间。

3　被保险人申请解除合同 △

在综合生活保险（儿童综合补偿），根据保险对象的申请，有可以解除关于其保险对象补偿的制度。关于制度及手续的详细内容，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。另外，关于本内容，请您与为本保险对象的所有人说明。

4　期满时 ⬟

[保险期满后限制续约的规定]

●根据理赔情况以及年龄等条件，本公司可能不再予以续约，或对承保条件作出限制。

●如果本公司修改普通保险条款、特别条款或承保相关规定，则续约后的补偿办法将以续约日之时的规定内容为准。其结果可能导致续约后补偿内容等发生变更，或无法续约。

1　通知義務等 △

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務［告知事項・通知事項一覧］」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2　解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1　解約日以降に請求することがあります。
＊2　始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3　保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4　満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

Ⅳ　其他需留意事项　その他ご留意いただきたいこと

1　个人信息处理

请确认在付款处理单背面或Web加入网站上刊登的<个人信息处理指南>。

●为防止因非法签订意外伤害保险等原因而导致事故发生，同时确保保险费恰当、迅速地得到切实支付，意外险公司等机构在签订合同以及发生事故时，针对有关同一被保险人或同一事故的保险合同情况以及保险费支付情况，将通过在一般社团法人日本损害保险协会登记的合同信息等加以确认。上述确认内容仅用于上述目的。

2　因取消参保、参保无效或重大事由而解除合同

●在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果被保险人为参保人以外人员，并需要将法定继承人以外的人员指定为死亡保险金领取人，则必须取得该被保险人同意，否则参保无效。
●保单持有人、被保险人或保险金领取人如果属于黑社会性质组织的相关人员或其他反社会势力，本公司有权解除保险合同。
●保险合同可能会因其他条款等原因而被取消、判断无效或被解除。

3　关于延期参保手续等的特别措施

由于自然灾害和感染症扩大的影响，在难以办理参保手续等的情况下，关于「更新合同的参保手续」及「保险费相当金额的缴纳」，有时可以使用设置一定宽限期的特别措施。

※关于可以使用的特别措施的详细情况，请联系《咨询处》。

4　保险公司破产时

●出现承保保险公司破产等情况时，保险金、退款等支付款项可能会在一定时间内被冻结，或其金额受到影响。
●如果承保保险公司破产，该保险将成为财产损害保险投保人保护机构的补偿对象，保险金、退款等因补偿内容不同而各有不同，具体如下表所示。

保险期限	保险公司破产等情况下的处理方法
1年以内	原则上最高补偿80％（自破产保险公司停止支付保险金起3个月之内所发生的保险事故的保险金补偿比率为100％）。
超过1年	原则上最高补偿90％。但是，破产后如果预计利率等出现变化，则可能低于90％。

5　其他参保时的注意事项

●本公司代理商基于其与本公司间签订的委托合同，负责保险合同的签订以及合同的管理业务等代理业务。
因此，与本公司代理商有效成立的所有合同均视为直接与本公司签订的合同。

●参保证是用以确认参保内容的重要依据，参保人收到参保证后，请确认参保内容是否与参保意向相符。在参保证送达之前，请妥善保管手册等参保资料以及参保委托单回执等记有参保内容的资料。如有不明之处，请咨询手册等资料中记载的咨询处。另，手册等资料中记有有关参保事宜的重要信息，请仔细阅读，并在保险期限内与参保证一同妥善保管。
●如果保险合同为共同保险合同，则各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带负责。作为干事机构的保险公司为其他承保公司代理、代行业务。关于承保公司信息，请查阅手册背面。

6　发生事故时

●发生事故后，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。
●如签订了个人赔偿责任补偿特别条款，请咨询本公司后，再进行有关赔偿事故的和解谈判。
●请求理赔时，除提交条款中规定的资料外，有时还需要提交以下资料和证据。
・印章登记证明、居民证或户籍誊本等可以证明被保险人或保险金领取人本人身份的资料
・本公司规定的用以证明伤害或疾病程度、治疗内容及治疗时间等信息的医生（不得为被保险人）诊断书、收据以及诊疗费用明细等（有时可能需要提交本公司指定医生的诊断书或其他医学检验标本等。）
・记载了其他保险合同等的保险金支付内容的支付明细单等本公司用以计算应付保险金金额的资料
・可以确认高额疗养费制度给付金额的资料
・可以确认附加给付支付金额的资料
・用以确认本公司支付保险金时所需必要事项的同意书
●保险对象或是保险金的领取人，因有原因无法索求保险金，应该领取保险金的保险对象或是保险金领取人的代理人没有时，保险对象或是保险金的领取人的配偶者＊1或是3包括父母在内的亲属（总称为「家属」）之中，符合本公司所定条件的人，有作为保险对象或是作为保险金的领取人的代理人来索求保险金情况也有。因此关于本内容，请与您的家属各位进行说明。
＊1 法律上只限配偶。
●保险金申请权具有时效（3年），敬请知晓。
●如果因发生损害而使被保险人等人员获得了损害赔偿请求权等债权，则当本公司针对该损害支付保险金后，该债权的全部或部分将转移至本公司。
●签订个人赔偿责任补偿特别条款、租户赔偿责任补偿特别条款后，除费用保险金外，仅限在以下情况下，被保险人可以申请赔偿责任保险金等。
1．被保险人已经向对方支付了损害赔偿
2．可以确认到对方已经同意向被保险人支付保险金
3．应被保险人要求，将由本公司直接向对方支付保险金

1　個人情報の取扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2　ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3　ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4　保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5　その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6　事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

参保内容确认事项（意向确认事项）　ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本确认事项旨在让我们确认您实际参保的保险产品与您希望参保的产品内容一致，且您已经正确填写参保相关重要事项，以便在一旦发生事故时您能够放心使用保险。因此，烦请再次确认并回答以下问题。
此外，在确认中如有不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1．请通过手册及重要事项说明确认保险产品在以下方面与您所希望参保的产品内容是否一致。
如与您希望的内容不一致，请重新选择参保内容。

□支付保险金的主要情况
□保险期限
□保险金额、免责金额（自付金额）
□保险费及保险费的支付方法
□被保险人

2．有关加入委托书等的记载事项等，请确认以下事项。万一，有填写遗漏、错误时，请修改加入委托书等。另外，关于以下事项，如与现在的加入内容有不符合之处的话，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

□参保委托单等资料中“出生日期”一栏是否已经填写正确?
□子女（被保险人）如果持续从事兼职等工作，您是否已经确认她／他不属于下述“属于行业类别B的人员”？
如果属于“属于行业类别B的人员”，则保险费将有不同，请务必通知咨询处。（参保后因状态改变而属于此类人员时，也请立即通知咨询处。）。
（＊）各分类（行业类别A或B）相应的职业例举如下。
○属于行业类别A的人员：
下述行业类别B以外的人员
○属于行业类别B的人员：
以兼职等形式持续从事以下6类中任一行业的人员
“汽车驾驶员”“建筑施工人员”“农林业工作者”“渔业工作者”“采矿与采石工作者”“木、竹、草、藤制品生产工作者”
□参保委托单“其他保险合同等”一栏是否已经正确填写?

3．是否已经确认重要事项说明的具体内容?

尤其请确认“不予支付保险金的主要情况”、“告知义务与通知义务等”、“重复补偿相关注意事项[*1]”。
＊1 比如，在签订了个人赔偿责任补偿特别条款的情况下，如果您还签订了其他同种类型的保险合同，则补偿范围有可能会重复。

1．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険期間
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

□加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
□お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？
なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いします。）。
（＊）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。
○職種級別Aに該当する方：
下記の職種級別Bに該当しない方
○職種級別Bに該当する方：
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」
□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意[*1]」についてご確認ください。
＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2022年11月作成　22-T03578

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.　東京海上日動火災保険株式会社

如对保险内容有何意见或疑问，请咨询手册等资料中所记载的咨询处。
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社团法人 日本损害保险协会
損保ADR中心（指定争议解决机构）
一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽＡＤＲセンター（指定紛争解決機関）

本公司已与金融厅长官依据《保险业法》而指定的争议解决机构一般社团法人日本损害保险协会签订手续实施基本合同。
客户与本公司之间产生争议并无法解决时，可以向该协会提出争议解决申请。
详情请查阅该协会的官方网站。（https://www.sonpo.or.jp/）
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル 0570-022808 <非免费电话 通話料有料>
IP电话请拨打03-4332-5241。
工作时间：工作日　早9:15-晚5:00
（周六日、法定假日、元旦前后休息。）
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

＜境内留学生専用＞
＜インバウンド留学生用＞

2023年4月以后起始的保险
2023年4月以降始期用

学研意外险附带学生综合险
（综合生活保险（儿童综合补偿））〈补偿概要等〉
学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））〈補償の概要等〉

补偿概要等将为您介绍条款概要。有的参保类别可能不属于此处的保险金支付范围。关于参保类别的详细介绍，请查阅手册等相关资料。如果因受非保险金支付范围内的身体障碍等影响，导致保险金支付范围内的身体伤害程度加重，则东京海上日动（以下称“本公司”。）将按照去除该影响时的相应金额支付保险金。
详细信息请咨询小册子等记载的咨询处。
補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
伤害补偿基本特别条款（注1） 傷害補償基本特約（注1）	死亡保险金 死亡保険金	自事故发生日起（包括当天在内）180天以内死亡时 ▶全额支付死亡及后遗症保险金。 ※单次事故中，如果已经支付了后遗症保险金，在死亡及后遗症保险金中扣除已经支付的金额后予以支付。 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※１事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・因被保险人的故意或重大过失所致伤害 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・无驾照行驶，酒后驾驶时所受的伤 ・脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 ・因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作者、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 ・因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的事故所致伤害 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 等 ・保険の対象となる方の故意または重大過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	后遗症保险金 後遺障害保険金	自事故发生日起（包括当天在内）180天以内出现身体上的后遗症时 ▶根据后遗症的程度予以支付死亡及后遗症保险金金额的4% -100%。 ※单次事故的死亡及后遗症保险金存在金额上限。 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※１事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	住院保险金 入院保険金	因需要医生治疗等原因，自事故发生日起（包括当天在内）180天以内开始住院时 ▶住院保险金日额乘以住院天数（实际天数）所得金额为支付金额。但，自事故发生日起（包括当天在内）满180天后住院者，不予支付。且，单次事故予以支付保险金的“住院天数”最多不超过180天。 ※支付住院保险金的期间，如果受到其他伤害，不予重复支付住院保险金。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	

（注1）被保险人在所就读学校的管理下＊1因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤＊2时，本公司予以支付保险金。
＊1 在学校的管理下是指下列情况。
①在大学等的正式课程中及参加学校活动期间
②在学校设施（宿舍除外。）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。
③在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间
＊2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒＊3。另，职业病、网球肩等不满足急剧性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知晓。
＊3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

（注1）保険の対象となる方が在籍する学校の管理下＊1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ＊2をした場合に保険金をお支払いします。
＊1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校等の正課中および学校行事に参加している間
②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
＊2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
＊3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		支付保险金的主要情况 保险金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保险金をお支払いしない主な場合
伤害补偿基本特别条款（注1） 傷害補償基本特約（注1）	手术保险金 手術保険金	以治疗为目的，接受了属于公共医疗保险制度中的医科诊疗报酬点数表所列举的手术费计算对象中的手术＊1或先进医疗＊2的规定手术时 ▶住院保险金日额的10倍（住院期间的手术）或5倍（非住院期间的手术）金额为保险金支付金额。但，单次事故仅限自事故发生日起含当天在内180天以内接受的1次手术。＊3 ＊1 伤口处理、拔牙等有些手术不在保险支付范围内。 ＊2“先进医疗”是指公共医疗保险制度规定的评估疗养中，厚生劳动大臣指定的先进医疗（仅限在符合厚生劳动大臣针对各项先进医疗所定设施标准的医院或诊所等医疗机构内接受的治疗。）。（详细情况请查阅厚生劳动省官方网站。）。另，截至接受疗养之日，已经成为公共医疗保险制度给付对象的疗养不视为先进医疗（在保险期间内先进医疗的内容有变动的可能性。）。 ＊3 如果因单次事故所致伤害而接受了住院治疗与非住院治疗两种情况的手术，则保险金仅支付住院保险金日额的10倍金额。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。＊3 ＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・因被保险人的故意或重大过失所致伤害 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・无驾照行驶，酒后驾驶时所受的伤 ・脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 ・因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作者、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 ・因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的事故所致伤害 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 等 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	门诊保险金 通院保険金	因需要医生等的治疗而自事故发生日起含当天在内的180天以内接受门诊治疗（含上门诊疗。）时 ▶门诊保险金日额乘以门诊天数（实际天数）所得金额为保险金支付金额。但，自事故发生日起含当天在内满180天后的门诊治疗，不予支付。另，单次事故予以支付保险金的“门诊天数”最多不超过90天。 ※门诊保险金如果重复，则不予支付。另，支付门诊保险金期间，如果受到其他伤害，不予重复支付门诊保险金。 ※没有继续接受门诊治疗，但因医生治疗等原因而为规定的部位＊1长时间以石膏固定的天数也包含在“门诊的天数”内。 ＊1 指石膏、石膏托、半石膏托、夹板、夹板固定、上夹板 外固定器 PTB石膏、PTB支具、线夹板等Hello best。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

（注1）被保险人在所就读学校的管理下＊1因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤＊2时，本公司予以支付保险金。
＊1 在学校的管理下是指下列情况。
①在大学等的正式课程中及参加学校活动期间
②在学校设施（宿舍除外。）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。
③在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间
＊2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒＊3。另，职业病、网球肩等不满足急剧性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知晓。
＊3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

（注1）保険の対象となる方が在籍する学校の管理下＊1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ＊2をした場合に保険金をお支払いします。
＊1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校等の正課中および学校行事に参加している間
②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
＊2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
＊3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約（注2）＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	医療費用補償特約（注2）＋不設等待期特別条款（医療費用補償専用） 治療費用保険金　治療費用保険金	被保险人因疾病或伤害而在保险期限内在日本国内住院或接受了门诊治疗时 ▶本合同将支付被保险人所负担的部分负担金＊1。但，因同一疾病或伤害（含在医学上有着重要关系的疾病或伤害。）而住院＊2或接受门诊治疗＊3时，则仅限因开始住院或开始接受门诊治疗之日起（包括当天）满60天之日所属月份的最后一天期间的住院或门诊治疗而负担的金额。 ※基于医生处方，在药店（即医院外药店）支付的药费也在保险金支付范围内。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能减额支付保险金。 ※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ※如果已经接受了下列任一给付等，则支付保险金时将从被保险人所负担的金额中扣除该给付等的金额。 ● 对公共医疗保险制度作出规定的法律法规应予以支付的高额疗养费 ● 依据对公共医疗保险制度作出规定的法律法规，对于支付了部分负担费用的被保险人，应该在相当于该已支付的部分负担费用的金额范围内予以给付的部分（即“附加给付”＊4） ● 第三方针对被保险人已负担的部分负担金所支付的损害赔偿金 ● 为补偿被保险人所遭受的损害而进行的其他给付（相当于其他保险合同或共济合同所支付的治疗费用保险金的保险金除外。） ＊1 是指公共医疗保险制度中的部分负担金、相当于部分负担金的费用、住院期间的食物疗养或生活疗养所需费用中的食物疗养标准负担额或生活疗养标准负担额。事后发生退还金等情况时，将从本人负担金额里扣除。 ＊2 出院后，如果在包括当天在内满180天之日的第二天以后再次住院，则再次住院与上一次住院视为无关的两次住院。 ＊3 如果在自接受门诊治疗之日起包括当天在内满180天之日的第二天以后再次开始接受门诊治疗，则之后的门诊治疗与之前的门诊治疗视为无关的两次门诊治疗。 ＊4 附加给付是指健康保险工会、各种共济工会等依据其章程等规定，针对支付了部分负担金的人员，在该金额范围内予以支付的额外给付。 保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ＊1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・因被保险人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・无驾照行驶，酒后驾驶时受伤或生病，而导致住院或接受门诊治疗 ・保险对象人产生的精神性障碍，智力障碍，人格障碍，酒精中毒及药物依赖等精神障碍＊1为原因而住院或接受门诊治疗 ・因使用毒品，大麻，鸦片，兴奋剂，危险药品，稀释剂等生病或受伤而住院或是接受门诊治疗 ・因先天性疾病＊2，住院或者去医院 ・因怀孕或者生孩子住院或者去医院。但是「疗养的给付」等的支付对象时，不适用本规定。 ・因痔疮、肛裂或肛瘘而住院或接受门诊治疗 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗 ・因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗 ・为治疗牙科疾病而接受门诊治疗 ・因颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病而住院或接受门诊治疗 ・持续本合同的最初的保险合同（称首年度合同）开始启动的时候已经患有的疾病、受伤住院或者接受门诊治疗＊3 等 ＊1 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码F00到F99规定的内容为标准。 ＊2 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码Q00到Q99规定的内容为标准。 ＊3 在首年度合同的保险期限开始时便已经存在的疾病或伤害，自首年度合同的保险期限开始时起满1年（如保险合同的保险期限超过1年，则此处为2年。）后开始接受的住院或门诊治疗也在保险金支付范围内。 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害＊1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患＊2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊3 等 ＊1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 ＊2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 ＊3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

（注2）搭配住院各项费用保险金及先进医疗费用保险金不担保特别条款（医疗费用补偿专用）。
（注2）入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

	支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
关于个人赔偿责任补偿特约＋个人赔偿责任补偿特约的一部分变更的特约(B)＋只限本人补偿特约(B)＋受人委托品等不担保特约 個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋本人のみ補償特約(B)＋受託品等不担保特約	在国内外因类似以下事故、使他人受伤或破坏他人财物（包括记录在情报机器中的情报等）＊1而须承担法律损害赔偿责任时。 ● 因被视为保险对象的学生在日常生活造成的偶然事故 ※关于因学生日常生活造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象者，也包括由学生本人的监护人、其他法定监护义务者以及代理监护义务者来承担赔偿责任的情况。 ● 被视为保险对象的学生本人居住用的房子的所有、使用或管理方面造成的偶然事故 ※学生本人居住用的房子的所有、使用、管理方面造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象，也包括由学生本人的监护人，其他法定监督义务人及代理监督义务人来承担赔偿责任的情况（关于代理监督义务人，仅限于与学生本人有关的事故。）。 ▶ 1 关于事故，将保险金额＊2为限额，支付保险金。 ※仅限在国内的事故（不包括向外国法院提起诉讼的情况等），原则上将由敝公司进行协商交涉。 ※请注意，在与敝公司直接谈判也无法获得对方同意的情况或者被视为保险对象者没有损害赔偿责任等情况下，敝公司将无法与对方进行协商交涉。 ※在由其他保险契约或者共济契约来支付保险金或互助金的情况下，保险金可能会被扣除。 ※除了所记载的保险金以外，关于发生事故时产生的各种费用也可能会获得支付保险赔偿。 ※如果被视为保险对象者或其家人持有具相同补偿内容的保险契约的话，则补偿可能会重复。请在加入时仔细确认补偿内容。 ＊1 有关由于被视为保险对象者在国内委托的家产（受托物品），在国内外的住宅内保管或暂时在住宅外进行管理时受到损坏或被盗，而向对受托物品有正当权利者背负法律上的损害赔偿责任的情况下，也将按损害额（损害赔偿责任的金额）支付保险金。但是，损坏额仅限于市场价格＊3。（托运货物相关赔偿责任补偿条款）由此，以下项目不在赔偿范围内。 ・汽车（包括高尔夫球车）・自行车、船只等　・冲浪板、无线遥控模型等　・行动电话等　・隐形眼镜、眼镜等　・票据等有价证券等　・信用卡或手稿、设计书、账簿等　・设备・家具或商品・产品等　・动物、植物等生物　・车票、货币等　・贵金属、宝石、艺术品等 等 ＊2 关于因情报机器等上记录的情报损坏而造成的损害赔偿责任，赔偿支付限额为500 万日元。 ＊3 为从重新购买同样物品所需的金额中扣除因使用而产生的消耗份额后得出的金额。 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有･使用･管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。）。 ▶ 1 事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等　・サーフボード、ラジコン模型等　・携帯電話等　・コンタクトレンズ、眼鏡等　・手形その他の有価証券等　・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等　・設備・什器や商品・製品等　・動物、植物等の生物　・乗車券、通貨等　・貴金属、宝石、美術品等 等 ＊2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ＊3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・因保单持有人或被保险人（受委托物品相关赔偿责任补偿条款包括其同居亲属。）等人员的故意所致损害 ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因履行职务（兼职及实习除外。）而直接导致的损害赔偿责任（工作所致损害赔偿责任＊1）导致被保险人遭到的损害 ・被保险人及其同居亲属的损害赔偿责任导致被保险人遭到的损害 ・因与第三方之间的特别约定而加重的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 ・因损坏了借用的财物而对其所有人负有的损害赔偿责任所导致被保险人遭到的损害（在受委托物品相关赔偿责任补偿条款中则属于支付对象。） ・因神经错乱所致损害赔偿责任而导致的被保险人遭到的损害 ・因持有、使用、管理飞机、船舶、车辆＊2＊3或枪械（空气枪除外。）所致损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 ＜仅受委托物品相关赔偿责任补偿条款＞ ・因受委托物品交还委托人后发现的受委托物品的损坏而产生的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 ・致使受委托物品无法使用而产生的损害赔偿责任（收益减少等）所导致的被保险人遭到的损害 ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・因无照驾驶、吸毒后驾驶、酒后驾驶期间发生的事故所致损害 ・因扣押、征用、没收、破坏等国家或地方政府行使公权力而导致的损害 ・因受委托物品缺乏通常应具有的性质或性能而导致发生的损害 ・因自然消耗或生锈、发霉等原因所导致的损害 ・擦伤、划伤、涂料剥落等仅限于外观的损伤且不会导致保险对象所具备的功能丧失或减弱的损害 ・因对受委托物品进行加工、修理、检查等操作上的过失或缺少技术而导致的损害 ・因电力或机械事故而导致的损害 ・因遗忘或丢失受委托物品（包括遗忘或丢失后被盗。）而导致的损害 等 ＊1 被保险人并非以高尔夫球竞技或指导为职业的情况下，在高尔夫球练习、竞技或指导＊4过程中发生的事故所导致的损害赔偿责任除外。 ＊2驾驶的高尔夫球车本身的损坏等不在补偿范围内。高尔夫球场内的高尔夫球车除外。 ＊3 受委托物品相关赔偿责任补偿条款中，因持有、使用或管理车辆而产生的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害，属于支付范围内。 ＊4 包括高尔夫球的练习、竞技或指导活动所附带的，在高尔夫球场、高尔夫球练习场区域内正常进行的更衣、休息、用餐或洗澡等行为。 ・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊2＊3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 等 ＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ＊3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ＊4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

	支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
救援者费用等补偿特约＋关于救援者费用等补偿特约的一部分变更的特约＋疾病追加补偿特约（用于救援者费用等补偿） 救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約（救援者費用等補償用）	在保险期间内，因以下原因保险对象或其家属等负担了在国内外的搜索费用以及为了赶赴当地所发生的交通费・住宿费时： ●被保险人搭乘的飞机或船舶失踪 ●通过官方机构得知突然偶发的外部事故导致被保险人处于生死不明或需要展开紧急搜查和救助工作的状态 ●被保险人因在所居住的住宅外遭遇突然偶发的外部事故而受伤后，自事故发生日起（含当天）180天以内死亡或连续住院3天以上 ●因疾病而死亡或因在保险期限内发病的疾病而连续住院3天以上（但，仅限在负有赔付责任期间内开始接受医生治疗的情况。） 等 ▶单次事故以保险金额为限度支付保险金。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能减额支付保险金。 ※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限ります。） 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・因保单持有人、被保险人等人员的故意或重大过失所致损害 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致损害（此人应领取的金额部分） ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・因无驾照行使，酒后驾驶时所发生的事故而产生的损害 ・因妊娠、分娩、早产或流产所致损害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的处置除外。）所致损害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而导致的损害 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病所导致的损害 ・此契约继续签署下来的最初的保险契约（称之为首年度契约。）的保险开始的时点，已持有的疾病而住院时＊1 等 ＊1 首年度契约的保险开始的时点，已持有的疾病而在首年度契约的保险开始日起经过1年（保险期间超过1年的契约时，为2年。）后开始住院的，作为保险金的支付对象。 ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院＊1 等 ＊1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。
住宅内生活动产特别条款＋住宅外等追加补偿特别条款 住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約	在日本国内，被保险人所持有的家庭财产受到损害时： ▶损害额（修理费）扣除免责金额（自付金额：单次事故5000日元）后所得金额为所支付保险金金额。在整个保险期限（如保险期限超过1年，则按每个保险年度）内支付的保险金不得超过保险金额。损害额最高不得超过再次获得价格的金额＊1。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能减额支付保险金。 ※除所记载的保险金以外，本公司可能会对事故过程中产生的其他各类费用支付保险金。 ※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ※以下不为补偿对象。 汽车，摩托车，船舶，冲浪板，遥控模型，手机，隐形眼镜，眼镜，票据和其他有价证券，信用卡，设计书，账本，商品・制品及设备・日常用具，动物及植物等的生物，数据及程序等的无形物品，月票，乘车票，货币，贵金属，宝石，美术品，亲属所居住的建筑物内的家居用品 等 ＊1指重新购买同一物品所需金额。 国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額＊1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 等 ＊1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。	・因保单持有人、被保险人或与其同居的亲属等的故意或重大过失所致损害 ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・在无驾照行使，酒后驾驶期间，所发生的事故而产生的损害 ・扣押，征用，没收，破坏等，国家或公共团体实施公共权力而带来的损害 ・保险的对象欠缺通常所拥有的性质及性能为原因，而产生的损害 ・自然消耗或是恶化，变色，生锈，发霉，发裂，虫咬等为原因的损害 ・不带有保险对象所拥有的机能的丧失或是低下而产生的擦伤，刮伤，涂料的脱落，单为外观上的损伤及污损引起的损害 ・对于保险对象的加工及修理・检查等操作上的过失或是技术拙劣而引起的损害 ・电动的或是机械的事故而起因的损害 ・保险对象的遗失或丢失（包括遗失或丢失后的被盗）引起的损害 ・欺诈或是贪污而引起的损害 ・风，雨，雪，冰雹，沙尘等的风吹及沁入或是雨水漏进去而引起的损害 等 ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等

	支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
租户赔偿责任补偿特别条款＋租户赔偿责任补偿特别条款部分变更特别条款 借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	因日本国内租住房屋＊1的事故而导致租户对房东负有法律法规的损害赔偿责任时 ▶针对单次事故支付保险金时，设有保险金金额限度。 ※本公司不负责进行和解谈判。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能会减额支付保险金。 ※除所记载的保险金以外，本公司可能会对事故过程中产生的其他各类费用支付保险金。 ※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ＊1 如果曾经搬家，则指搬家后新的租住房屋。 ※关于租借人赔偿责任的保险对象，学生本人为未成年人或是没有责任能力的人时，包括学生本人的亲权人，其他法定的监督义务人及代理监督义务人（只限学生本人的亲属。）也在保险对象内。（只限关于学生本人的事故。）。 国内における借用戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。 ※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（学生本人に関する事故に限ります。）。	・因保单持有人或被保险人等人员故意所致损害 ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因精神错乱所致损害 ・因租住房屋的改建、扩建、拆除等施工原因所致损害 ・因与租住房屋房东之间的特别约定而加重的损害赔偿责任而导致的被保险人遭受的损害 ・因将租住房屋退还给房东后发现的租住房屋的损坏而产生的损害赔偿责任导致被保险人遭受的损害 等 ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

本手册为您介绍综合生活保险（儿童综合补偿）概要。参保时，请务必仔细阅读《重要事项说明》。如有不明之处，请与小册子等记载的咨询处联系。
このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

汇款处理单的填写方法　払込取扱票の記入方法

本表兼有保险契约加入请求书的作用，所以请尽量工整的用细字体填写。如有字迹不清晰及填写有疏漏时，有时需要用电话或邮寄来办理手续。所有事项均为必填事项，请仔细检查有无遗漏。
如需修改，请使用 ═ （双线）划去，并在空白处填写正确内容。委托人及通信栏不需要加盖更正印章。
本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。また全ての項目が必須項目ですので、記入もれのないようご確認をお願いします。
訂正の場合は ═ で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

2023 年度附带学生综合险专用
2023 年度用付帯学総専用

⚠ 标注★记号或☆记号的事项为参保时的重要事项（告知事项）。如果所填写内容与事实不符，或未填写事实情况，可能会导致保险合同被解除。此外，标注☆记号的事项如果内容有变，请立即通知本公司。如未通知本公司，可能会影响到本公司为您支付的保险金金额，敬请注意。
★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じる場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

払　込　取　扱　票

00　東京

口座記号番号：00110－0　29830 7
金額：※ ❹ 千 百 十 万 千 百 十 円 ○○○○○
加入者名：学総口（財）日本国際教育支援協会
料金　備考

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

ご依頼人・通信欄
2023
※〒 100－○○○○　※扶養者の電話番号 03－○○○○－××××
扶養者（払込人）
※住所 ❶ 東京都千代田区丸の内 1－2－1
私は裏面記載の「ご加入時の同意内容について」を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。
※フリガナ ❷ ジェーン　スミス
※署名 Jane Smith
学生との続柄 ※ 2
★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務 ❻ 有 ➡ 内容は、
※学研災への加入 加入済み・予定 未加入 ❺
切り取らないでお出しください。
学生（保険の対象となる方）
※学籍番号 ❽ 00000-0Y　○○大学
※フリガナ ジェーン　スミス
※氏名 Jane Smith 男 女
※公的医療保険制度 ❾ 有加入 未加入
加入タイプ ❸ A タイプ
※ 2023 年 4 月入学 ❼
※ 2027 年 3 月 大学卒業
※★学生の生年月日 ❿ 2004 年 4 月 5 日
※お住まいお答え欄 自宅 一人暮らし
※学生の電話番号（携帯等） 090－○○○○－○○○○
本人の住宅（建物）所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地 ⓫
加入依頼日は日付印のとおり　日附

❶ 请填写您在**日本国内**的居住地址。参保证最快需要一个月的时间方可送达。如留学期限不足三个月，请在咨询大学相关工作人员后，填写大学相关负责窗口的地址。
日本国内にある住居の住所をご記入ください。加入者証が送付されるまで早くても一カ月かかります。留学期間が三カ月未満の場合は、大学担当者と相談のうえ、大学窓口の住所をご記入ください。

❷ **请签名。　ご署名ください。**
如学生已经成年，则由学生本人签名。如学生尚未成年，原则上应由学生的亲权人签名。
ご署名は、学生が成年に達している場合、学生本人がしてください。学生が成年に達していない場合、原則として学生の親権者がしてください。

❸ **务必填写。**
必ずご記入ください。
请查阅手册，选择您希望参保的相应内容后，在此填写类型名称。
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。

❹ 请填写与所选参保类型相应参保期限相对应的保险费。
※请注意，本保险保险费一次性付清，保险期限截至留学结束。
加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※この保険は留学期間終了までの期間一括加入ですのでご注意ください。

❺ 未参保学研意外险（学生教育研究人身意外伤害保险）的人员无法参保学研意外险附带学生综合险。如需参保学研意外险，请咨询所属大学的留学生工作窗口。
学研災（学生教育研究災害傷害保険）に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。学研災のご加入に関しては、所属大学の留学生担当窓口までお問い合わせください。

❻ 如果还存在其他保险合同等（是指与您欲参保的保险合同的全部或部分支付责任相重合的其他保险合同或共济合同。）或参保学生拥有持续从事的职业或职务，请画○，并在括号内填写具体内容（如果存在其他保险合同等，则需要填写保险公司或共济公司名称、保险种类、到期日、保险金额）。
他の保険契約等（ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容（他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額）をご記入ください。

❼ 请填写留学的起始年月与结束年月。
留学開始年月と留学終了年月をご記入ください。

❽ 请填写学号。如无学号，请保留空白。
学籍番号をご記入ください。学籍番号がない場合、ブランクとしてください。

❾ 请选择有没有加入健康保险。治疗费用类型只限加入健康保险的人士才可加入。（以下是健康保险例子）
・组合管掌健康保险
・国民健康保险
・船员保险
・共济组合
・退职者医疗制度
・全国健康保险协会管掌健康保险
（原政府管掌健康保险）
健康保険の加入有無を選択ください。治療費用タイプは健康保険加入者のみご加入いただくことが出来ます。（以下健康保険例）
・組合管掌健康保険　・国民健康保険　・船員保険
・共済組合　・退職者医療制度
・全国健康保険協会管掌健康保険（旧政府管掌健康保険）

❿ 请填写参保学生的出生日期。学生の生年月日をご記入ください。

⓫ 无需填写。　ご記入不要です。

⓬ 请在右图中确认“项目名称”，然后填写相应的“项目编号”。
右図に記載の「項目名称」をご確認いただき、該当の「項目コード」をご記入下さい。

项目编号 項目コード	项目名称 項目名称
1	父母 父母
2	本人 本人
8	其他亲属 その他親族

2022年9月作成　22-T02484

払　込　取　扱　票

00　東京

口座記号番号：00110－0　29830 7
金額：※ 千 百 十 万 千 百 十 円
加入者名：学総口（財）日本国際教育支援協会
料金　備考

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

ご依頼人・通信欄
2023
※〒 ＿　※扶養者の電話番号 ＿－＿－＿
扶養者（払込人）
※住所
私は裏面記載の「ご加入時の同意内容について」を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。
※フリガナ
※署名
学生との続柄 ※
★他の保険契約等 ☆学生が継続的に従事している職業・職務 有 ➡ 内容は、
※学研災への加入 加入済み・予定 未加入
切り取らないでお出しください。
学生（保険の対象となる方）
※学籍番号 00132-0Y　東北大学
※フリガナ
※氏名 男 女
※公的医療保険制度 有加入 未加入
加入タイプ タイプ
※ 20 年 月入学
※ 20 年 月 大学卒業
※★学生の生年月日 年 月 日
※お住まいお答え欄 自宅 一人暮らし
※学生の電話番号（携帯等） －－
本人の住宅（建物）所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地
加入依頼日は日付印のとおり　日附印

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第46581号）

これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号：00110－0　29830 7
加入者名：学総口（財）日本国際教育支援協会
金額：※ 千 百 十 万 千 百 十 円
ご依頼人：おなまえ ※　様
料金：（消費税込み）　円　日附印
備考

この受領証は、大切に保管してください。

＜个人信息处理说明＞

本保险为团体合同形式的保险，保单持有人为公益财团法人日本国际教育支援协会。保单持有人公益财团法人日本国际教育支援协会仅将《参保委托单兼付款处理单》中所填写的个人信息用于办理东京海上日动火灾保险株式会社保险业务手续，并提供给该保险公司以及《参保委托单兼付款处理单》中填写的大学（如果参保学生所属大学与所填写大学不一致，则此处包括参保学生所属大学。以下统一称“大学”。）。大学将在处理学生在教育研究活动过程中发生的事故以及为学生提供支援时使用该个人信息。如果参保人所加入的保险为共同保险，东京海上日动火灾保险株式会社将向共同承保保险公司以及承保公司（含东京海上日动火灾保险株式会社。以下亦同。）集团（＊）下属公司提供上述个人信息。承保保险公司以及该保险公司集团下属公司除将与本合同相关的个人信息用于承保判断、本合同的管理与履行、提供附带服务、其他保险及金融产品等各类产品或服务的推介与提供、问卷调查等业务外，还可能用于下述①至⑥所述业务或向其提供该个人信息。参加本保险时，参保人需同意以上述形式使用参保人的个人信息。此外，《保险业法施行规则》规定参保人医疗健康等特殊非公开信息（敏感信息）仅限为确保业务妥善运行等目的而必须的范围内使用。

①在为实现本合同相关个人信息使用目的而必须使用的范围内，向业务运营方（含保险代理商。）、保险经纪人、医疗机构、保险金的请求或支付相关方、金融机构等提供参保人个人信息。
②与其他保险公司、承保保险公司集团内其他保险公司、一般社团法人日本损害保险协会等共同使用参保人个人信息，以便为进行签订合同、变更合同内容、支付保险金等的判断时提供参考。
③承保保险公司与承保保险公司集团下属各公司以及承保保险公司的合作企业等公司为相互提供或推介产品与服务而共同使用参保人个人信息。
④为签订、续签或管理，再保险合同或支付再保险保险金等而向国内外再保险承保公司等提供参保人个人信息。
⑤为了便于担保权人履行质押权、抵押权等担保权人担保权的设定等相关事务手续或管理或行使其担保权，而向该担保权人提供参保人个人信息。
⑥关于更新合同时的保险受理等的判断，为了确保合同的稳定运转，将把保险对象的保险金请求信息等（包括过去的信息。）提供给契约者及加入者。
＊关于“承保保险公司集团”，如果该集团为东京海上集团，则包括东京海上控股株式会社旗下的东京海上日动火灾保险株式会社、日新火灾海上保险株式会社、东京海上日动安心生命保险株式会社等公司以及上述各公司的子公司等。

有关公益财团法人日本国际教育支援协会及承保保险公司个人信息处理方法详情等，请浏览公益财团法人日本国际教育支援协会及各承保公司的官方网页。

●日本国际教育支援协会　http://www.jees.or.jp/
●东京海上日动 …… www.tokiomarine-nichido.co.jp

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（＊）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
＊「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

●日本国際教育支援協会　http://www.jees.or.jp/
●東京海上日動 …… www.tokiomarine-nichido.co.jp

（ご注意）
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただきます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
課税相当額以上
貼付
印

＜参保时需要同意的内容＞

我本人及全体被保险人＊已确认并同意以下事项，申请参保。
①被保险人栏中所述个人是保单持有人组织的成员
②重要事项说明的内容
③重要事项说明附带的“参保内容确认事项”的内容
④下述“个人信息处理事宜”的内容。
＊指保险的保护对象

＜ご加入時の同意内容について＞

私と被保険者＊全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。
①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
②重要事項説明書の内容
③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
＊保険の対象となる方をいいます。

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（＊）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
＊「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

●日本国際教育支援協会
http://www.jees.or.jp/
●東京海上日動
www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。

Tohoku University

To All International Students Enrolled in "Gakkensai"

学研災ご加入の留学生の皆様へ

It is very simple and convenient to enroll in Futai Gakuso through "Website".

付帯学総へのご加入には、便利で簡単な「Web 加入」をおすすめします

Web enrollment website for "Futaigakuso"

「付帯学総」Web 加入サイト

Sai-chan's Student Insurance Website

サイちゃんの学生保険サイト

Sai-chan
サイちゃん

Access to special website through QR code or key word search!!

QR コードから特設サイトへアクセス!!

One can apply for the insurance easily in a paperless manner through smart phone, tablet or PC!

スマートフォンやタブレット PC を用いて、ペーパレスでカンタンに保険加入手続きができます！

URL

https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=001320Y

Tohoku University

How to Apply ご利用方法

1. Go to our website サイトへアクセス
2. Pre-registration 事前登録
3. Input the necessary information. 加入内容の入力
4. Choose the insurance type. 加入タイプの選択
5. Choose the convenience store' s name. コンビニの選択
6. Pay the insurance premium at the convenience store. コンビニで保険料払込

*An email address is required for pre-registration. *When choosing the insurance type, please refer to the brochure for details.

※事前登録にはメールアドレスが必要になります。 ※加入タイプ選択の際には、適宜パンフレットをご参照ください。

Insurance premium can be paid at the nearest convenience store!!

保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで !!

Website usage： Please use it between 8AM to 10PM.

Payment of insurance premium： Can be paid at convenience stores 24/7.

サイトのご利用：8:00 ~ 22:00 の間でご利用ください。
保険料のお支払い：コンビニエンスストアで 24 時間、365 日お支払いが可能です。

*Applying through this website is possible if the amount per application is within ￥300,000 including the handling fee to pay at a convenience store. Further, only cash payment is accepted. *Convenience stores except those mentioned above do not accept the payment.

※ 1 申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め 30 万円以内の場合に本サイトからのお申し込みが可能です。
なお、現金のみのお取り扱いです。※上記以外のコンビニはお取り扱いできません。

QR code and URL differ depending on the university one enters. Make sure to access those of the university your child goes to.

QR コード / URL は進学される大学によって異なります。必ず学生ご本人が通われる大学のものにアクセスして申し込んでください。

Please understand that this leaflet is written in Japanese and English only as the website for subscribers is posted in those 2 languages.

因为网络加入网站只有日语及英语。所以，本传单也只有日语及英语的记载。请您谅解。

웹 가입 사이트는 일본어 ・ 영어로만 표시되기 때문에 본 전단지도 일본어 ・ 영어만 기재합니다. 양해 바랍니다.

Vì trang Web Đăng ký chỉ có hiển thị bằng tiếng Nhật và tiếng Anh, nên tờ rơi này chỉ được viết bằng tiếng Nhật và tiếng Anh. Xin vui lòng thông cảm.

Web 加入サイトは日本語・英語のみの表示となるため、本チラシも日本語・英語のみの記載となります。ご了承ください。

"QR Code" is a registered trademark of DENSO WAVE INCORPORATED. / QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

F A Q よくあるご質問

Q. I made enrollment procedure chosing the wrong insurance type. I haven't paid the insurance premium yet. What should I do?
加入タイプを誤って加入手続きをしてしまいました。保険料は未入金です。どうしたらよいでしょうか。

A. Please restart the enrollment procedure from the beginning and provide the correct information. Please be sure to make the insurance premium payment using the correct information. The insurance application procedure cannot be completed without first making the insurance premium payment, so take care to make the correct premium payment amount.
もう一度初めから正しい内容で加入手続きをしてください。保険料の払込は正しい内容のもので行ってください。保険料の入金がなければ保険手続きは成立しませんので、誤って保険料を入金しないよう、ご注意ください。

Q. I have submitted an application twice, by mistake. I haven't paid the insurance premium for one of the two applications, but I have received an email sent to me automatically concerning it. Is there anything I need to do about this?
誤って 2 回手続きをしてしまいました。1 回は入金をしていませんが、自動メールを受信しました。何か対応は必要でしょうか。

A. Even if you receive an email sent out automatically to you as the result of a mistaken application, you do not need to take any action. There is no way for us to stop emails regarding applications being automatically sent out.
自動発信メールは止めることができません。
万が一誤ったお手続きをしてしまった場合には、自動発信メールを受信しても特段の対応は不要です。

Q. I have completed the enrollment procedure putting an incorrect applicant address. I have already paid the insurance premium. What should I do?
加入者住所を誤って入力したまま加入手続きを完了してしまいました。保険料は入金済みです。どうしたらよいでしょうか。

A. The enrollment procedure has been already completed. You are requested to change registered information through the procedure after the completion of enrollment. Please contact our inquiry counter (agency).
加入手続きは完了しています。完了後の変更手続きが必要になりますので、お問い合わせ窓口（代理店）までご連絡をお願いいたします。

Q. The website became unaccessible during the process of application.
操作の途中でアクセスできなくなってしまいました。

A. Please try to access our website later. If that does not work, please start the process again from the pre-registration. We apologize for the inconvenience.
しばらく時間をおいてアクセスしてください。それでもできない場合、お手数ですが再度事前登録から行っていただきますよう、お願いいたします。

Q. Will a insurance card arrive at my home address?
加入者証は届くのでしょうか？

A. Yes. It will be sent to the address of the insured from Tokyo Marine & Nichido after the completion of the procedure.
はい。手続き完了後に東京海上日動から加入者住所へ郵送させていただきます。

Q. Is midway Web Enrollment possible?
Web 加入は中途加入可能でしょうか。

A. Midway enrollments are possible. On the Web Enrollment screen, a midway enrollmentinsurance premium will appear when selecting the month in which to enroll.l.
中途加入可能です。Web 加入画面にて、加入月を選択いただくことで中途加入保険料が表示されます。

Q. Should student information be entered in the policyholder column?
加入者欄には学生情報を入力するのでしょうか。

A. The policyholder is the person resposible for paying the insurance premium. If the insurance premium is to be paid by a guarantor, please enter the guarantor's information in the policyholder's name column. Furthermore, a guarantor's information must be entered in the policyholder's column in cases where the policyholder is a minor.
加入者とは保険料を負担される方のことをいいます。扶養者が保険料を負担される場合は、加入者氏名欄に扶養者の方の情報をご入力ください。
なお、学生が未成年の場合、加入者欄には扶養者情報をご入力いただく必要があります。

System Requirements ご利用環境

The following OS and browser combinations have been tested.
OS とブラウザの組合せは以下を保証しています。

- Windows10－Edge,Chrome
- Android－Chrome
- iOS－safari

Notice ご注意点

- **This leaflet is an explanation of the key features and application process for “Sai-chan’s Student Insurance Website”. When you apply for the insurance, please see the brochure for application.**
  このチラシは「サイちゃんの学生保険サイト」の概要・利用方法をご説明するものです。保険加入の際には、必ず募集文書（パンフレット）をご確認ください。
- **The payer will be charged a handling fee when paying at a convenience store.**
  コンビニ払い手数料は振込人負担です。

Inquiry contact お問合せ先	**Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. Inbound futai-gakuso Service counter** 東京海上日動火災保険株式会社　インバウンド付帯学総 照会窓口	[General inquiries]【一般照会】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp
Handling agent 取扱代理店	**Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd.** 東京海上日動あんしんコンサルティング㈱	〒103-0027 1-19-1 Nihonbashi Dia Building 8F, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 東京都中央区日本橋 1-19-1 8F